概算数量発注方式要領

1 要旨

この要領は、富山市の土木工事における設計積算業務及び入札の効率化並びに契約案件の明確化のため、概数で発注する場合に必要な事務の取扱事項を定めるものとする。

2 定 義

概算数量発注方式とは、平面図、標準横断図等から算出した概算数量を用いて発注し、 契約後、現地の照査により設計数量の確定をした上で変更契約を行うもの。

3 対象工事

次の①~④をすべて満たす工事は、概算数量発注方式で発注することができる。

- ① 設計金額が、35百万円未満の工事。
- ② 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事。(交通安全施設設置工事・舗装工事・補修工事)
- ③ 現地照査の結果と概算数量との乖離等により、工事費、工期に著しい影響を与えない工事。
- ④ 当初設計で詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事。

4 当初設計書の作成

- ① 設計書表紙及び特記仕様書には、概算数量発注方式による発注であることを明示する。
- ② 当初設計時の図面は、位置図、平面図、標準横断図、構造図を標準とする。
- ③ 数量表には、概算数量を適用する数量の備考欄に「概数」と明示する。 (概算数量の根拠は、「標準横断図の数量×延長」で計上してよい。)

5 工事現場の照査

受注者は、設計図書に基づき工事現場を照査し、その結果を監督員に協議書及び施工図面により報告する。

6 設計変更

- ① 設計変更は、設計変更事務取扱要領に基づき行う。
- ② 設計変更の理由は、「概算数量発注工事の精査による」とする。

7 その他留意事項

概算数量発注方式の目的に留意し、大幅な契約変更や安易な工事内容の変更を伴わないようにするため、発注に先立ち現地条件や概算数量等を的確に把握したうえで、発注手続きを行うことを基本とする。

附則

この要領は、令和4年12月20日から施行する。

概算数量発注方式要領の運用の手引き

1 数量確定・設計変更等について

(1)数量確定について

ア 概数に係る不確定要素について、現地でその全部又は一部の詳細が判明した時点で、工事打合 せ簿により数量を管理し、出来高数量報告により確定する。

なお、「不確定要素の一部」とは、土砂と岩盤が混在する床堀において、現地測量結果により地 盤高を確定した後に工事着手し、岩盤線確定後に再度数量確定協議を行うような場合をいう。

イ 工事監督員は、概数に係る工事の施工に当たっては、受注者の作成した施工図等を速やかに十 分照査・検討すること。

なお、協議結果は工事打合せ簿に明記し、受注者にその写し等で指示する。

(2) 設計変更等について

ア 概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に工費・工期に著しい影響を与える場合は、速やかに当該工種を設計変更する。

イ 概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。

また、概数として扱った数量が他の設計変更理由となる場合は、この理由により設計変更することができる。

ウ 概数に係わる設計変更理由は「精査による概数の確定」の他、簡単な理由を付記するものとする。

2 設計変更図書の作成費用について

標準断面図で発注する場合に生じる新たな図面の作成を受注者に行わせる場合は、その費用を当初設計図書において、適切に技術管理費に計上できる。

また、委託成果を用いて発注する場合の図面の修正(地盤線の変更や型入れの修正等)を受注者に行わせる必要が生じた場合も、変更設計図書において適切に技術管理費を計上できる。

3 留意事項

- (1) 結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常の設計変更として処理すること。
- (2) 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。
- (3) 概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。
- (4) 工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うこととする。
- (5) 事業毎の取扱いについては、本運用の手引きによるほか、各課の運用によること。

説明資料

① 概算数量発注方式とは

概算数量とは、代表値による数量算出をいい、標準断面図、構造図等において示されている平均 的な数量を代表値として、幅、長さ、法長、数量等によって算出された数量をいう。

従来の発注方式

《土工》

各測点及び断面変化点における横断図より求め た数量を平均断面法で算出している。

例 (掘削・埋戻・残土運搬)

測点	距離	断面	平 均	土量
NO. 0		3.0		
1	20	5.5	4.25	85.0
+ 5	5	6.0	5.25	26.3
2	15	3.1	3.1	46.5
5	20	4.2		
合計	100			410.0

2,500 円/m³×410.0=1,025,000 円

《類似断面が連続する構造物》

各測点毎の断面図を基に、展開図を作成して数量 を求め設計数量としている。

例 現場条件により自由勾配側溝の変更

400×600 <u>18,900 円/m×70m=1,323,000 円</u> 400×300 <u>14,400 円/m×30m= 432,000 円</u> 計 1,755,000 円

《小型構造物》

富山市標準構造図で算出した数量を採用し設計 図書とする。

概算数量発注方式

《土工》

工事区間の全横断図から、施工数量に影響する 代表的な横断図をもとに概算数量を算出する。

例(掘削・埋戻・残土運搬)

測	点	岀	離	断	面	平	均	土	量
NO.5			100		4.2			42	0.02
合計			100					42	0.02

2,500 円/m³×420.0=1,050,000 円

《類似断面が連続する構造物》

代表的な断面等により、概算数量を求めること が出来る。

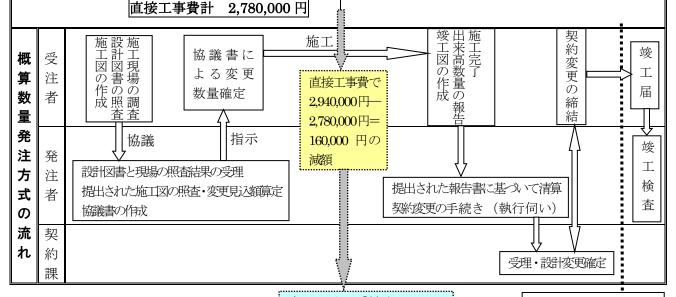
例 自由勾配側溝布設 400×600

18,900 円/m×100m=1,890,000 円

《小型構造物》

集水桝、横断管等で小規模な構造物は、代表的な 構造物を選択し、類似構造物を代表した数量(概算 数量)とすることが出来る。

直接工事費計 2,940,000 円



変更理由→「精査による」

工期までに手続きを完了

② 設計変更に係るQ&A

番号	質問・疑問	回答
1	概算発注方式とは何か。	工事発注等に際して、工事数量の全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて設計変更処理を行う手法をいいます。 概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出され
		た工事数量となります。 ①大部分が概数によるもの ア 標準断面図において代表的な幅、長さ、法長、断面積等 の数値を示し、これにより算出した工事数量
		②主要部分以外が概数によるもの ア 工事目的物の主要部分を積算することによって、その工 事費が把握できる場合における工事数量
		イ 標準的な工法によって設計計上する仮設工に係る工事数 量
2	概算による工事の発注には、 どういった利点があります か。	事前に変更が予想される数量として契約しているため、現場不符号等の確認・報告、設計変更上申手続き及び受注者の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工事着手が可能となり、次のような利点を想定しています。
		①積算業務及び入札の効率化 ②契約条件の明確化 ③事前調査費のコスト縮減 ④工事現場の効率化
3	当初、概数として扱っていなかった数量を、受注者との協議により施工途中において、概数として扱うことに変更できるか。	施工途中で概数として扱うことはできません。
4	仮設工の場合、概数の範ちゅ うに工法変更も含まれると解 釈してよろしいか。	仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅう を超えていることになりますので、通常の設計変更として処理してください。
5	標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係る測量費用は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいか。	共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。
6	通常の設計変更において生じ た新たな項目の数量に変更が 予想される場合、これを概数 として扱うことができるか。	設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変 更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この 場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、 特記仕様書として明示する必要があります。
7	概数確定による設計変更は、 いつの時期にすればよいので すか。	概数等発注による設計変更は、契約締結時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているので、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で変更することとしております。

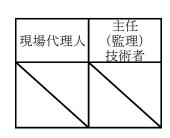
番号	質問・疑問	回答
8	概数確定に伴い、工期を延長	結果的に著しく請負代金の変更が生じ、工期の延期が必要とな
0		
	する必要が生じた場合には、	った場合には、概算発注方式の設計変更に加え、工期延期の手続
	どのようにすればよいのです	きも必要となります。
	か。	
9	委託成果品により設計・積算	委託の成果品であっても、現場条件の把握に一定の制約の中で
	した場合でも、すべての工事	調査とした結果に基づく数量を積み重ねたものであるため、現場
	数量を概数して扱うことがで	の条件に必ずしも一致しない場合がありますので、数量を概数で
	きるか。	扱うことに問題はありません。
10	結果的に数量の変更が生じな	結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・
	かった場合でも、設計変更は	参考図や数量計算書に変更が生じた場合は、設計変更が必要とな
	必要となるのか。また、確定	ります。
	した工事数量を受注者に通知	また、設計図・参考図や数量計算書に変更が生じなかった場合
	する必要はあるのか。	においても、概数として扱っている数量の全部又は一部が確定し
		た時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、受注者に通知
		し、承諾書を提出していただく必要があります。これは、工事打
		合せ簿において確定したことにはならないためです。
11	概算による工事の発注には、	①予算管理
	どういった課題があります	②設計変更回数の増加
	か。	③契約事務の増加

3 事例

工事打合せ簿

工事名	市道○○	線道路改良	·上事					
受注者	○○建設	战株式会社						
発議者	□発注者	■受注者	発議	年月日	令和○年(0月0日		
下記について								
□指示	□承諾	■協議	□通知	□受理	□了解	□提出	□報告	□届出
□その他								
								J
								します。
(内容)								
設計図書の	精査及び到	見地調査の約	吉果、別紙の	のとおりと	なりました	ので協議い	たします。	
添付図		葉、その他	1添付図書					
処理·回答	■発注者	□受注者	処理·回	答 年月日	令和○年()月〇日		
上記について								
□指示	□承諾	□協議	□通知	■受理	□了解	□提出	□報告	□届出
□その他	監督員に	は変更見込額	頁、〇〇円 8	を記入し所	属長の承認	を受ける		
								J
								します。

課長	課長代理	係長	監督員



工事打合せ簿

工事名	市道○○線道路改良工事							
受注者	○○建設	设株式会社						
発議者	■発注者	□受注者	発議	年月日	令和〇年(0月0日		
下記について		•	•		•			
■指示	□承諾	□協議	□通知	□受理	□了解	□提出	□報告	□届出
□その他								
								J
								します。
(内容)								
令和○年○)月〇日付に	け協議書の測	則量結果数	量に基づき	、現地施工	を行うこと	. 0	
本指示は設	対計変更の対	対象とする。						
添付図		葉、その化	九添什図書					
147/11/12		>K\ C *> L						
処理·回答	□発注者	■受注者	処理・回	答 年月日	令和○年(0月0日		
上記について					•			
□指示		□協議	□通知	□受理	■了解	□提出	□報告	□届出
)
□その他								
. ,=-								J
								します。
								- 3. / 0

課長	課長代理	係長	監督員

